

第 85 号

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「1月（工作物の設置を目的とする占用にあつては3年）」を「10年」に改める。

別表第2備考第6号中「単価」を「金額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県が管理する漁港施設の有効活用を図るため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。